

郡山市次世代自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車を導入した者に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。

(対象者等)

第3条 補助金は、次に掲げる者に対して交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（以下「市民」という。）
- (2) 市内に事業所等を有する法人（以下「事業者」という。）
- (3) 前2号に掲げる者に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 郡山市税を滞納している者（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(対象等)

第4条 補助金の対象、要件、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日（休日等の場合はその前の休日等でない日。）までに、郡山市次世代自動車導入補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（第2号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 同意書（第4号様式）
- (4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）
- (5) 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者に限る。）（第6号様式）
- (6) 対象の次世代自動車の自動車車検証の写し
- (7) 売買契約書の写し
- (8) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの）
- (9) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(財産処分の制限)

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、4年とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
燃料電池自動車	<p>(1) 市長が定める期間内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」の自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない）こと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けようとする燃料電池自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方自治体（県を除く）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、250,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。
電気自動車	<p>(1) 市長が定める期間内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」の自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が電気電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の電気自動車を販売する見込みがない）こと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けようとする電気電池自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方自治体（県を除く）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、50,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。